

南部町立中学校における部活動の方針

R 5 年 8 月改正

1 基本方針

本方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。

本方針は、義務教育である中学校段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、地域、学校に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意図を踏まえ、生徒がスポーツや文化、科学等を楽しむことで生涯学習習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

学校は、本方針を参考に、持続可能な部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。南部町教育委員会（以降：町教育委員会という）においては、学校が行う改革に必要な支援等に取り組む。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月27日付け4ス庁第1640号）」を受け、「南部町部活動あり方検討委員会」において学校・地域住民・有識者等から広く意見を求めながら、町の実情に合った学校部活動の地域連携・地域移行の在り方について検討を行う。

2 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

ア 校長は、「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」、「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」及び「南部町立中学校に係る部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」（以降：「活動方針」という）を策定し、以降適宜見直し、更新をしていく。なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動報告（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長

に提出する。

ウ 校長は、上記アの活動方針及び上記イの年間活動計画を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに、部活動の運営方針等を保護者に説明する。

オ アの活動方針及びイの年間の活動計画は4月に町教育委員会に提出する。またイの毎月の活動報告は各月末日に町教育委員会に提出する。

※4月上旬：各校の活動方針、年間活動計画を提出する。

各月末日：各部のその月に関する活動報告を提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員、外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

※適正な部活動数の目安…複数の部活動顧問が配置できる部活動数を基本とする。

※部活動指導員…学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

イ 町教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員及び外部指導者の配置状況や校務分掌の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用時等において研修を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員及び外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化、科学等の活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 県、県教育委員会及び町教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、効率的・効果的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 県、県教育委員会、町教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たって、健康管理、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県、県教育委員会及び町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動顧問は、医学・科学の見地からは、休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が障害・外傷のリスクを高めるとともに、生徒の心身に負担を与えることから、必ずしも能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。さらに、生徒の技能の向上や、生涯を通じてスポーツ、文化、科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、各活動の特性等を踏まえた練習の積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する教職員と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおり基準として設定し遵守する。

- ①平日週1日以上の一斉部活動を実施する。両校とも水曜日を基本とする。
- ②土曜日、日曜日等の休日は、どちらか1日を必ず休養日とする。
- ③土曜日、日曜日で月4回以上の一斉部活動を実施するとともに、大会等で実施できなかった場合は、平日の代替日を設定する。
- ④部活動は、最大連続5日までとする。
- ⑤試合等の日程も考慮した上で、一斉部活動の学校単位での一斉実施を目指す。
- ⑥総体と新人戦の3週間前から、部活時間を30分延長することができる。
中体連、中文連主催の大会やコンクールのみ30分延長できる。(上限までの範囲で)
- ⑦屋外競技については、天候も考慮しながら、休養日の水曜日と別の曜日を振り替えることができる。
- ⑧活動時間は、平日は原則2時間まで、土・日、休業日は3時間までとする。
- ⑨暑さの状況によってはWBGT値31度未満であっても活動内容の変更等を検討するとともに、WBGT値31度以上の場合は部活動を中止する。
- ⑩長期休業中は課業日の活動と同様、平日週1日以上の一斉部活動、土曜日、日曜日等の休日は、どちらか1日を必ず休養日とする。学校閉庁日の部活動はなしとする。

上記は活動日及び活動時間の遵守すべき最低限の基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。

イ 熱中症事故防止や安全の確保のため、「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

また、活動を実施する場合でも、短時間で効率的・効果的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

ウ 校長は、2(1)アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、町教育委員会が策定した方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運営を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置及び加入

ア 県、県教育委員会、町教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、法勝寺中学校と南部中学校の生徒が合同で部活動を行うことを推進する。

イ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。

(2) 地域との連携等

ア 県、県教育委員会、町教育委員会及び校長は、生徒の部活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域の部活動環境の充実を推進する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校体育連盟（以下：中体連）、県中学校文化連盟（以下：中文連）及び町教育委員会は、学校の各部活動が参加する大会・試合・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を定める。

イ 校長は、中体連、中文連及び町教育委員会が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

ウ 各学校の部活動が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

各学校の部活動が参加する大会は、原則として、中体連、中文連の学校関係団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。